

令和3年3月5日

令和3年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年3月5日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和3年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和3年3月5日(金)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和3年3月5日～3月18日(14日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	6番 大澤 由香里 議員 会議録署名議員の指名 7番 澤本 幹男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び施政方針表明	—
6	議案第 1号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号))	原案承認
7	議案第 2号	奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策基金条例	原案可決
8	議案第 3号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 4号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 5号	奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 6号	奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7号	奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8号	奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

14	議案第 9 号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第 10 号	奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例	原案可決
16	議案第 11 号	奥多摩町空家等対策基本条例の一部を改正する条例	原案可決
17	議案第 12 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 13 号	奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定について	原案可決
19	議案第 14 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意
20	—	陳情の受付について	陳情第 1 号 経済厚生常任 委員会付託

(午後 2 時 15 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 3 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

6 番、大澤由香里議員、

7 番、澤本 幹男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 26 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。

令和 3 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 26 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

はじめに、本定例会の会期であります、本日 3 月 5 日から 3 月 18 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、本会議について、本日 5 日の本会議であります、議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 30 件であります。本日及び 9 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 11 日は、本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 2 名ですが、その内容についての通告を 8 日月曜日の正午までに提出されるよう、よろしく願いいたします。

また、11 日は、常任委員会に付託し、審査が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 18 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた令和 3 年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の全 8 議案

の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会とする予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件と報告されましたので、3月9日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を行います。

なお、陳情について11日に採択と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

また、総務文教常任委員会は、5日、本会議終了後に開催いたします。

次に、予算特別委員会は、3月12日に開会し、令和3年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月15日に予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をご覧ください。

議案第1号から議案第4号までの各議案については、それぞれ単独上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第5号から議案第8号までについては関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第9号から2ページの議案第13号までにつきましては、単独上程の即決で、次の議案第14号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本会議1日目の本日3月5日は、この議案をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、来週の9日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

提出案件及び上程別、採決別一覧表の2ページをご覧ください。

議案第15号から議案第22号までの令和2年度一般会計を始めとする特別会計・事業会計の補正予算の8議案につきましては、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

議案第23号から議案第30号までの令和3年度一般会計を始めとする特別会計・事業会

計の当初予算の8議案については、一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案等の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間とし、議案の上程別及び採決別についても、併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様、おはようございます。

令和3年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月に町民皆様からの負託を受け、町長に就任して以来、間もなく10か月が経とうとしております。この間、町では令和元年10月の台風第19号による災害のつめ跡が現在も引き続き残る中、ワサビ田をはじめとする広範な災害復旧事業に加え、日本のみならず、全世界を襲った新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組んでまいりました。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、国内での感染が確認されてから1年以上が経過いたしました。いまだ収束せず、今後も厳しい状況が続いていくものと思われませんが、町民皆様の健康を第一に考え、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組んでいくとともに、私を先頭に職員一同、町民皆様に寄り添い、ともに歩む奥多摩づくりに邁進してまいり所存であります。

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、町民及び議員皆様並びに事業者皆様に感染予防・感染拡大防止へのご理解・ご協力をいただいておりますが、昨年末から年明けにかけて、町内におきましても感染者が徐々に増加し、最も懸念していた介護老人福祉施設における感染が発生いたしました。しかし、西多摩保健所によるご指導並びに当該施設をはじめとする皆様の懸命な防疫対策により、現時点では、町内での市中感染に繋がるような感染拡大は発生していない状況であり、対応していただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。

特に、医療をはじめ、介護、障がい、保育などの福祉サービス従事者や事業者の皆様には、感染防止に徹して日夜業務にあたられることに対しまして敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

また、エッセンシャルワーカーとも呼ばれます住民生活に欠かすことのできない職種に携わっていらっしゃる方々や感染された方並びにそのご家族等への不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権侵害や風評被害等はあってはなりません。

町といたしましては、引き続き正確な情報を提供するとともに、一人一人の冷静な判断と行動をお願いしてまいります。

昨年の春以降、町では様々な対策を実施し、町民皆様、事業者皆様に感染予防・感染拡大防止へのご協力をいただいておりますが、昨年4月には国より最初の緊急事態宣言が発出されました。

町におきましては、国の特別定額給付金に上乗せして町独自の給付金を支給する一方、奥多摩観光協会のご協力を得て、同協会の会員事業者に、助成金を支給し、更には町内の中小企業者及び個人事業主に対し、事業継続を支援することを目的として事業継続応援金を給付するとともに、感染症の影響に伴い打撃を受けた地域経済の低迷に対しては、地域振興に資することを目的として住民向けの地域応援券事業を実施したところであります。

なお、本年1月には2度目の緊急事態宣言が発出され、2月には1か月の延長が決定されました。町ではこれを受け、地域応援券の使用期間を今月21日まで延長したところであり、広報おくたまや防災行政無線を通じて、引き続きご利用いただくよう呼びかけを行

っております。

一方、一昨年に発生した令和元年10月の台風第19号災害に伴う日原街道の復旧工事につきましては、昨年5月の仮復旧を経て、先月20日に片側交互通行から車両重量制限の全ての通行規制が解除されたところであり、災害発生から約1年半の長きに亘り地元、日原地域の皆さんには大変ご不便をおかけする中、復旧工事における夜間通行止めにもご理解・ご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、この復旧工事につきましては、特殊な工法による難工事である中、事故なく安全に施工いただいた東京都建設局や施工業者をはじめとする全ての関係者皆様に重ねて感謝を申し上げます。

なお、今後は、東京都水道局による水道管路の復旧工事後にアスファルトの本舗装などの工事が予定されているとのことであります。

町といたしましては、日原地区の災害時における孤立防止対策のためのヘリポート緊急離着陸場の整備、バイパス道路の建設並びに断水時のバックアップ体制の構築について、引き続き東京都へ要望してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先月13日の夜に福島県沖を震源とする最大震度6強を観測した地震が発生いたしました。幸い、町においては被害はありませんでしたが、他県では大きな被害が発生しており、被災地の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

この地震は、東日本大震災の余震と見られておりますが、震災発生から間もなく10年の節目を迎える中、町では、地域防災計画の見直しを含め、万全の危機管理体制の構築を目指し、防災、減災に努めてまいります。各ご家庭におかれましても今一度非常持ち出し袋の点検、ハザードマップの確認、避難先の検討等、災害への備えをお願い申し上げます。

さて、平成27年度からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画では、豊かな山々と清流の中で自然と共生する町におきまして、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒され、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しております。

その中でも、過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進しており、これまでの各種政策により人口減少のスピードは緩やかになっておりますが、引き続き厳しい状況にあることは認識しなければなりません。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進とし

て、出会い・暮らし、子育て・教育の分野を、また、住みたい方が住める町を築くため、定住化対策の推進として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む町において高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも繋がるものであり、高齢化率が 50%を超える状況となっている中、地域コミュニティ力が低下しつつある地域も見られる町において、重点的に推進すべき取り組みであると考えております。

このようなことから、平成 20 年 3 月には地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を制定し、現在まで様々な制度や事業の見直しを行い、全国でも有数の支援策を実施しております。

また、平成 21 年度には、若者定住応援条例を制定し、若者定住応援補助金等の支援を行うほか、町営若者住宅の第 1 弾として、海沢地区に 9 世帯分を建設し、以降、子育て応援住宅や空家等活用促進事業における若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅等、様々な住宅の整備を一体的に推進してまいりました。

一方、社会基盤整備に関しましては、東京都をはじめ、関係機関皆様のご理解、ご協力をいただきながら、町の長年の懸案事項でありました町営水道の都営水道一元化が平成 22 年に実現し、このことにより老朽化した水道管の更新や各浄水施設の整備等が進められ、町が抱える財政負担も解消されました。また、公共下水道等の整備事業につきましては、町が実施主体ではありますが、現在も東京都から財政支援を受けながら維持管理を行っております。

更に、ごみ処理事業における西秋川衛生組合への加入並びに秋川流域斎場組合への加入につきましては、組合加入自治体と当該地域住民の皆様にご理解をいただきながら実現されました。このことは課題の解決が図られるとともに、将来に亘る町民皆様の生活基盤の安定化にも繋がっております。

これらの実績は、第 4 期奥多摩町長期総合計画、そして、第 5 期奥多摩町長期総合計画の前期 5 か年における河村前町長をはじめとした町職員の功績でもあり、財政運営の安定化、インフラの整備、定住化施策の実施など、現在に引き継がれるものとなっております。議員皆様をはじめ、町民皆様のご理解、ご協力の賜物と感謝を申し上げます。

次に、国の動向ですが、先月 19 日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いてはいるものの、一部に弱さが見られると報告され、先行きについて

は、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとされています。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとの基調判断が示されております。

国の令和3年度予算案であります。一般会計総額は106兆6,097億円と9年連続で過去最大となり、高齢化に伴う社会保障費の増加や新型コロナウイルス対策の予備費5兆円が全体を押し上げております。

次に、東京都の動向ですが、発表されました予算案によりますと、厳しい財政環境の中にあっても都民の命を守ることを最優先としながら、東京の経済を支え、その先の未来を見据えて都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算と位置付け、将来に亘って成長し続ける都市・東京の実現に向けて戦略的な取り組みを果敢に進めていく。加えて、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組むとともに、この間、浮き彫りとなった課題に的確に対処していく。

また、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層なくし、持続可能な財政に財政運営に努める。

更には東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくことを基本に編成をされております。

一般会計の総額は、7兆4,250億円で、コロナ禍により大きな影響を受けた社会経済の早期回復に向けた取り組みや東京の未来を切り拓く羅針盤となる長期戦略で掲げる政策に重点的に予算配分したことなどにより、前年度比710億円、1.0%の増となりました。

特に、多摩・島嶼の振興では、地域の更なる魅力と活力の向上、持続的発展に向けて、地域が持つ特性や課題に対応した効果的・重層的な取り組みを推進するための予算として、前年度比68億円増の2,629億円が計上され、また、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も減少が続き、財政基盤が脆弱な町にとっては大変重要な財源である市町村総合交付金が前年度比5億円増の585億円が計上されております。

令和3年度町予算の基本的な考え方ですが、町においては過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は令和3年2月1日現在で50.3%と、65歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ状況の中、町財政における自主財源の要である町税収入は、平成19年度以降減少の一途をたどっており、更には新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、減収を見

込んでおります。

歳出では、災害復旧費の大幅な伸びや繰出金の増もある中で、歳入では、国から交付される地方交付税を前年度比1億円増となる16億2,000万円で計上し、町の歳入で最も大きな割合を占める東京都支出金は、前年度と同程度の約28億円を計上いたしましたが、なお不足する財源には基金からの取り崩しである繰入金を前年度と同程度の6億円にすることで財源手当をし、予算編成を行いました。その結果、令和3年度の一般会計の予算規模は、過去最大となる69億3,000万円といたしました。前年度比較では1億4,000万円、率にして2.1%の増となります。

基金の現在高につきましては、引き続き下水道事業における起債の償還による取り崩し、また、令和元年台風第19号に係る災害復旧費の財源として取り崩しを行うことから、令和3年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

令和3年度は、第5期長期総合計画の後期5か年の2年目となります。従来実施してきた施策を評価することや、個々の事業については毎年度実施している実施計画の中で費用対効果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き町民皆様が何を望み、何を優先すべきと考えているのか、町民皆様の目線に立ち、それらを敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等に則り、各種の事務事業を適正かつ迅速に執行してまいります。

令和3年度の予算は、(1)として、社会経済情勢を見極め、限りある財源を計画的・重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策を更に推進し、個性的で活力のある地域社会を将来に亘り持続させるため、長期総合計画「おくたま魅力発信計画」の実現を目指すこと。

(2)として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し・再構築を図ることなど、身の丈に合った健全で堅実な行政運営を推進すること、以上、2つの考え方を基本として予算編成を行いました。

歳入の主な構成ですが、東京都支出金が28億1,195万円、構成比が40.6%で、前年度比0.4%の微増で、主立ったものとしましては、令和元年10月の台風第19号により激甚災害指定を受けたワサビ田災害に対する農林水産業施設災害復旧事業費補助を2億1,800万円の増で見込み、また、東京都市町村総合交付金につきましては、歳出における普通建設事業費の減などに伴い、1億円減の14億円で見込んでおります。

地方交付税は16億2,000万円、構成比23.4%で、前年度比6.6%の増額としておりま

す。

町税は6億4,902万円、構成比9.4%で、前年度比5.9%の減額とし、前年度に比べ、軽自動車税、たばこ税では増額見込みとしておりますが、個人町民税、法人住民税ともに新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込み、固定資産税においても土砂災害特別警戒区域の指定による減額補正の実施、家屋の評価替え等による減収を見込んでおり、町税全体としては4,000万円の減額となっております。

また、積立基金からの繰入金は6億400万円あまりで、令和3年度におきましても多額の基金取り崩しにより予算を編成しております。内訳としまして、下水道会計における起債償還費の財源として減債基金から6,000万円、町単独道路新設改良事業への財源として、公共施設整備基金から5,000万円、観光施設整備事業費への財源として、観光施設等整備基金から3,000万円、その他財源不足分の補填として財政調整基金から4億6,100万円をそれぞれ取り崩し、財源手当てを行っております。

このように、町における歳入の64%を国の地方交付税と東京都支出金が占め、自主財源である町税の9.4%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も8.7%を占め、大変厳しい状況の中で歳入の予算編成を行っております。

次に、歳出の主な構成ですが、まず、令和元年台風第19号災害復旧費は6億1,100万円、構成比8.8%で、前年度比67.0%の増となっております。内訳としまして、農業施設（ワサビ田）災害復旧費が2億1,900万円増の3億4,000万円、林道災害復旧費が500万円増の1億2,500万円で、氷川溪谷遊歩道災害復旧費の8,000万円及び日原鍾乳洞観光トイレ災害復旧費の6,600万円は、それぞれ皆増となっております。災害復旧費全体では2億4,500万円の増額となっております。

なお、氷川溪谷遊歩道災害復旧事業につきましては、令和4年度に掛けての継続事業としており、総事業費は1億6,000万円を見込んでおります。また、ワサビ田災害復旧事業につきましては、令和2年度におきましても復旧作業を続けておりますが、重機等が入りにくい現場での施工が難航しており、令和2年度予算である1億2,000万円のうち4,500万円を繰越明許費として令和3年度で事業を執行することとしております。

次に、土木費は12億9,581万円、構成比18.7%で、前年度比0.3%の微減となっております。下水道会計への繰出金が小河内処理区における電気・機械設備及び機場更新整備委託の皆増などに伴い5,800万円の増、氷川（大氷川）地内町営若者住宅建設事業4,600万円、丹三郎（水神前）地内定住対策等用地買収費4,100万円、海沢（大加）地内子育て応援住宅擁壁整備工事2,000万円は、それぞれ皆増となっておりますが、土木費全体では400万

円の減額となっております。

なお、下水道会計における公債費は、前年度比 900 万円減の 3 億 6,100 万円となっておりますが、この後、令和 5 年度まで 3 億円台の償還が続きます。

次に、民生費は 11 億 4,977 万円、構成比 16.6%で、前年度比 8.2%の減となっており、保育所等整備費交付金が 1,400 万円の皆増、筋力向上トレーニングマシン等購入費が 400 万円の皆増となっておりますが、介護老人福祉施設整備費補助金 9,400 万円、地域保健福祉計画策定業務委託 600 万円、高齢者在宅生活支援助成金 500 万円はそれぞれ皆減となっており、民生費全体では 1 億 300 万円の減額となっております。

次に、農林水産費は 8 億 7,795 万円、構成比 12.7%で、前年度比 13.0%の増となっており、簡易給水施設排水管布設替え工事が 2,500 万円の増、都補助林道改良事業費が 2,400 万円の増、多摩の森林再生事業における森林間伐作業委託が 2,200 万円の増、大沢国際釣場及び日原溪流釣場養魚池改良工事が 1,600 万円の皆増となっており、農林水産業費全体では 1 億円の増額となっております。

なお、衛生費である新型コロナウイルスワクチン接種事業関連予算につきましては、令和 2 年度一般会計補正予算第 6 号として本議会に上程させていただき、ご審議をお願いすることになりますが、これに先駆け、接種事業に必要なシステム改修や接種予約等、事務委託などの国が示す実施スケジュールに沿って進めるため、最初に必要となる予算を地方自治法の規定に基づき、2 月 5 日付で専決処分をさせていただきました。議員皆様のご理解をお願いいたします。

また、高齢者から始まる接種時期は 4 月以降の見込みであるため、これらの予算のうち 6,800 万円は令和 3 年度への繰越明許費として手続をさせていただくこととなります。併せてご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

令和 3 年度の一般会計予算規模は 69 億 3,000 万円となりますが、先ほど申し上げましたとおり、ワサビ田災害復旧事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和 2 年度からの繰越明許費として令和 3 年度に予算を執行してまいりますので、これらを合算しますと、令和 3 年度の実質的な予算規模は 70 億 4,300 万円に達し、非常に大規模な予算を執行していくこととなります。

次に、下水道事業特別会計では、小河内処理区の設備更新費の皆増などにより、前年度と比較し 6,400 万円、10.3%の増となる 6 億 8,600 万円となっております。

町全体の予算規模としましては、一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水

道事業及び企業会計であります病院事業を加えた8会計合計で102億5,440万9,000円となり、前年度に引き続き100億円の台を突破する大型予算となりました。前年度比較では1億8,755万円、率にして1.9%の増となります。

次に、まちづくりにおける町の最上位計画であります「第5期奥多摩町長期総合計画」の施策の大綱に沿って、令和3年度予算の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明申し上げます。

第1章の「みんなで支えるホットなまちづくり」では、「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆様が明るく健やかに暮らすためには、まず健康でなければいけません。このための各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防に繋がる事業を実施するほか、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう着実に努めてまいります。

次に、「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む町においては、子どもや子育て家庭の環境づくりのため、若者のふれ愛から結婚、出産、子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に、重点施策の一つとしている少子化・定住化対策は継続し、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆の維持、活力の向上に努めてまいります。

「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」では、多くの高齢者は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでおりますことから、保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいります。

また、引き続き、老人クラブの運営に対する支援、シルバー人材センター事業における就業機会の確保・充実を図ってまいります。

「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、障がいのある方が地域の中で自立して、自分らしく生活を送ることができるよう、医療・福祉などの連携や継続的な支援相談体制が重要となります。特に、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」の円滑な運営と社会参加が図られるよう、引き続き推進してまいります。

「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」においては、町では自治会や隣組などによる地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されます。

地域ささえあいボランティア事業、高齢者見守り事業などを通じながら、安心して暮ら

すことができるよう、強い地域の絆の維持を推進してまいります。

第2章「やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、町は、豊かな森林資源と水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、町の環境を適切に保全していくため、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や下水道への接続についての普及啓発活動、簡易給水施設の安定的な維持管理を行います。

また、東京都交通局では、白丸ダム監視所の建て替えに伴い、新たに再生可能エネルギーPR館を開設しますが、町は、施設管理等の業務委託を受けるとともに、町PRスペースも設けられることから、都と連携しながら町の情報発信等を行ってまいります。

地域の一斉清掃は、5月30日のごみゼロの日を中心に、環境美化活動として住民皆さんにご協力とご尽力をいただいているところであり、引き続き美化活動の支援を行ってまいります。

「誰もが住みたくなる心かようまちづくり」では、これまでも住民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取り組みを行ってまいります。

自然災害への対応としまして、地域防災計画の見直しを行い、危機管理体制の強化に努めてまいります。

第3章「町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館や図書館などは指定管理施設として生涯学習の拠点となっておりますが、更なるサービス向上に努め、適切に管理運営を支援してまいります。

また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流としてオーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受け入れ事業などを予定しておりますが、今後の感染症の状況を鑑みながら検討してまいります。

「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や設備については、古里小学校東側トイレ改修工事や氷川小学校特別教室エアコン設置工事など、児童・生徒が健やかに教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町内の郷土芸能を次世代に確実に継承するために、引き続き映像記録保存事業を実施してまいります。また、児童・生

徒による継承事業として、笛の演奏体験授業や氷川獅子の実施など、郷土芸能における将来の担い手の育成を図ります。また、新たに東京都指定を受けた文化財もあり、指定文化財の整備等を計画的に実施し、適切に維持管理できるよう支援してまいります。

第4章の「みんなの力がつながる観光・産業づくり」として、「住民が元気になる交流観光づくり」では、緑豊かな森林や奥多摩湖など、豊富な水環境が豊かな町には、その自然環境を求めて年間212万人を超える観光客が訪れていると推計されております。コロナ禍においても外国人観光客は減少しているものの、近郊からの観光客は増加しており、コロナ収束後の観光地としてしっかりと受け入れ態勢を整え、また、クリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃も内外から評価をいただいております、引き続きクリーンなまちづくりに努めてまいります。

「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、森林再生事業による森林環境の整備や内水面漁業環境活用施設整備事業を引き続き実施いたします。

また、近年、出没頻度が高くなっているツキノワグマへの対策事業など、農作物有害鳥獣対策事業を推進してまいります。

「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団、JR東日本八王子支社等と連携しての各種イベントやPR事業の実施など、他団体の実施するイベントへの出展により、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供し、観光客の誘致に繋げてまいります。

第5章の「住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化対策や地域コミュニティの維持へ繋げるため、分譲地等の整備、町営若者住宅等の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を推進してまいります。令和3年度には丹三郎（水神前）地内定住対策等用地買収、氷川（大氷川）地内若者住宅建設事業や子育て応援住宅建設事業などを予定しています。

これらの事業の実施に当たっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解、ご協力を得ながら定住対策を推進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、今年度制定した第5次行政改革大綱に基づく「量から質への転換を目指した『しごと・ひと・しくみ』の改革」を推進し、町民皆様にご満足いただける行財政運営が図られるよう努めてまいります。

また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、

役場組織の見直しを行っているところであります。

「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施に当たっては、限りある財源を効果的、効率的に執行し、身の丈に合った健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見通し、庁舎建設基金をはじめとした基金への積み立てを計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は依然高い水準を維持しており、町税は減収傾向にあるものの貴重な自主財源でありますので、今後も収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、第1回奥多摩町議会定例会提出案件について申し上げます。

令和3年第1回町議会定例会に提出します案件については、専決処分が1件、新設条例の制定が1件、条例の一部改正が10件、指定管理者の指定が1件、人事案件1件のほか、令和2年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案8件、令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件の合計30件となっております。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

就任以来、町民皆様から様々なご意見、ご要望をいただいておりますが、現状におきましては、令和元年10月の台風第19号による災害の復旧と合わせ、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を傾けつつ、第5期長期総合計画に沿って、町有財産の有効活用、行政面積の94%を山林で占める奥多摩の林業振興、公共交通網の維持・確保も鑑み、JR東日本との共同事業の展開、閑散期となる冬の観光事業の掘り起こし、持続可能な定住対策に不可欠な教育の振興、放課後教育の充実など、若者定住化対策はもとより、高齢者にも寄り添った政策を推進してまいります。

結びに、新型コロナウイルス感染症との闘いは、治療法の確立、ワクチン接種の実施等、長期間を要するものとなっており、アフターコロナを見据えた感染拡大防止と経済社会活動の両立が必要であります。緊急事態宣言が出されている状況下では、人命を最優先とする感染拡大防止が第一であると考え、昨年4月からと本年1月からの2回の緊急事態宣言期間中、町民皆様には不要不急の外出自粛、事業者皆様には営業自粛や営業時間短縮などの要請にご協力をいただいたところであります。改めて感謝を申し上げます。

東京都における一日あたりの新規感染者数は、第三波のピーク時からは大分減少してお

りますが、一方で、減少スピードが鈍化しているとの報道もされております。今後も気を緩めることなく、変わらぬ感染予防対策が必要であると考えます。

町内の小・中学校においては卒業の時期を迎えておりますが、教育委員会を通じてしっかりと環境整備を行うとともに、児童・生徒への指導をしていただいております。また、学童保育会や保育所においては、福祉保健課を通じて、感染予防を万全とした運営をお願いしているところでございます。

一方、ワクチン接種につきましては、先月 26 日の町議会全員協議会において、議員皆様にご説明させていただき、また、来週 11 日の一般質問においてもご答弁させていただきますが、国・東京都と連携し、町内医療機関の協力を得て準備を鋭意進めているところであり、まずは医療従事者を対象とした優先接種が開始される予定であり、その後、高齢者を対象とした優先接種は、4 月以降の開始を予定しており、それに向け、町におきましては、ワクチン接種体制の確保や関連する各種事務等を進めております。

このワクチン接種の実施に当たっては、接種を希望される町民皆様が安全で安心して接種できるよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

重ねて、議員皆様、町民皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。令和 3 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会にあたっての私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 05 分から再開いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 1 号 専決処分承認を定めることについて令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年2月5日に専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定によりましてその内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第5号）につきまして専決処分を行わせていただきました。

理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の執行のため、予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決を行ったものでございます。

次のページの補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」によるものでございます。

予算書の2ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳出についてのみの補正でございます。

総務費のうち、総務管理費は、基金運用費で、財政調整基金積立金の減により998万円を減額し、総務費の計を9億75万4,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に必要となる健康管理システム改修委託、接種委託等事務委託などの費用について998万円を追加し、衛生費の計を5億5,764万7,000円とするもので、今回の予算補正での総額の変更はございません。

なお、次の予算書4ページに詳細の内容がございますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

1点質問させていただきます。先日の説明会でご質問すればよかったんですけども、ワクチンの注射器のシリンジとプランジャーというんでしょうかね。その形状について1本

5回分というようになっていますけども、6回分打てるものがあると報道で言われていますけども、1回分無駄にするよりは6回分打って迅速に実施できれば、それに越したことはないんじゃないかなと思うんですけども、現在、注射器の調達はできるのかどうかということ、現状についてお教えいただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 質問がちょっと意味が違うんだけど。石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 補正予算で、委託料というところで960万円ぐらい増加しておりますけども、その内容につきまして、接種の方法につきましては注射器の状態がどうなのかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 9番、石田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、ワクチンの接種の関係、ワクチンとか、シリンダー、注射針の関係は含まれておりません。ワクチン、注射針、シリンダーにつきましては、ワクチンと一緒に国・東京都から来るということになっておりますので、また、委託料の関係も、こちらにつきましては医療従事者に払う委託料とかそういうのはほとんど含まれておりませんで、接種券等を発行するためのシステム改修とか、接種券の印刷、それとあとコールセンターの委託ということで、注射云々のことにつきましては含まれていませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかにございませんか。8番、小峰議員。

○8番（小峰 陽一君） 行く行くは都なり国からの補助で補填されるということで考えていいんですか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国のほうで全て払うということで、そういうお話で進んでおります。また、上限額とかそういう設定ということも今、話が出ているんですが、まだ決められていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 議案第2号 奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策基金条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用につきまして、令和2年度における財源を令和3年度以降に活用するための基金を新たに設置する必要があるため、規定を整備するものでございます。

本条例につきましては、令和2年5月1日付で専決処分をさせていただき、令和2年第2回町議会定例会でご承認いただきました令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第1号)の歳入予算に計上いたしました東京都の支出金であります市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金4,651万8,000円を原資としまして、本基金に積み立てるものでございます。

この東京都の緊急対策特別交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる財政需要の増加をはじめとする様々な影響に対応することを目的に創設された東京都独自の交付金であります。

町では新型コロナウイルス感染症対策に要する費用につきましては、これまでに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金を主な財源として活用してまいりました。この理由としまして、国の地方創生臨時交付金におきましては、現在まで3回に渡り交付されるとともに、地方自治体での迅速な活用を求めており、交付

決定から実施計画策定や申請事務までのスケジュールが短く、先行して活用しなければならない状況にあったため、都の緊急対策特別交付金につきましては、現在まで財源を留保している状況にありました。この緊急対策特別交付金につきましては、要綱に基づき、次年度以降の活用を認めておりますが、そのためには新たな基金を造成することが条件となっております。

このため当該特別交付金を積み立て、令和3年度の財源を確保し、今後も必要と見込まれる新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に活用するため、規定を整備するものです。

タブレット端末次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第1条では、基金の設置の目的を新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため設置すると定めるものです。

第2条では、基金の積立額について一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第3条では、基金の管理方法を定めるものです。

第4条では、基金の運用益金の処理をこの基金に編入することを定めるものです。

第5条では、繰替運用について基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できることを定めるものです。

第6条では、処分について新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源に充てる場合に限り、この基金の全部または一部を処分することができることを定めるものです。

第7条では、町長への委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号 奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策基金条例につきまして説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） ご説明いただきありがとうございます。

第2条で毎年度基金として積み立てるという金額がありますんで、これはまた都から支援があるのか、それとも町のほうで一定額を考えて積み立てをしていくという、どちらなんですか。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

第2条積み立てという項目でございます。毎年度基金として積み立てる金額だということでございます。現状といたしましては、2年度予算、今の予算に財源留保しております4,600万余りを積み立てるということで、実際のところ、東京都のほうでまた動きがあれば当該基金に積み立てることができると思うんですが、現状では未定ですが、条例のつくり方として、こういう表現の仕方では財源が来た場合には積み立てられるような形で、このような表記になっておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振り替え等がなされることに

より、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。5ページの新旧対照表をご覧ください。

一番上のところになりますが、第20条国民健康保険税の減額、第1項第1号では、7割軽減基準額について下線部分のとおり定めておりますが、具体的には、所得の算定において給与所得控除及び年金所得等控除の10万円の引き下げを相殺するため、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるよう算定方法を改正するものです。

例えば給与所得者が2人いる世帯の場合、給与所得控除2人分の20万円が引き下げられることにより、課税所得は同額の20万円増額してしまいます。これに対して国保税の軽減判定所得算定の際の基礎控除は世帯単位のため、基礎控除額10万円増額の43万円では、制度改正前後で軽減判定を算定する際の世帯の所得額が10万円増額となり、収入が上がってないにもかかわらず軽減が受けられない等、軽減判定に影響が出ることとなるため、給与所得者及び公的年金所得者の人数に応じた控除とし、収入額に変化がない場合、税制改正前と同様の軽減が受けられるよう措置するものであります。

ページ下部の第2号5割軽減基準額についての改正及び右側のページになりますが、第3号2割軽減についての改正につきましても同様の内容となっております。

次の附則第4項につきましては、所要の文言整理を行っているものです。

附則といたしまして、第1項施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

第2項適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) タブレット7ページをご覧ください。議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)による介護保険法施行令(平成10年政令第412号)等の規定の見直し及び令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者介護保険料改定に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

第13条第1項において下線の部分でございますが、新たな保険料率が適用される期間を第8期事業計画である「令和3年度から令和5年度」までと改めるもので、先般、議会全員協議会においてご説明いたしましたとおり、介護保険事業計画の計画期間が3年と定められていることから、3年ごとに新たな事業期間に改めるものでございます。

同項第1号は、生活保護受給者である被保険者から年金収入金額が80万円以下の被保険者までを対象とした所得段階1について、基準段階に対する保険料率を0.5とし、保険料を年額3万7,800円から年額4万700円に改めるもので、第2号は、年金収入120万円以下の被保険者を所得段階2として保険料率を0.65とし、保険料を年額4万9,200円から年額5万3,000円に改め、第3号は、年金収入が120万円を超える被保険者を第3段階

として保険料率を 0.75 とし、保険料を年額 5 万 6,700 円から年額 6 万 1,100 円に改めるもので、第 1 段階から第 3 段階までは、いずれも本人及び世帯員全員が住民税が非課税である世帯に属するものでございます。

第 4 号及び第 5 号は、世帯内に住民税課税者がいる世帯で、被保険者本人は非課税である者に対する所得段階で、第 4 号は、年金収入が 80 万円以下の被保険者の保険料率を 0.9 とし、保険料を年額 6 万 8,100 円から年額 7 万 3,300 円に改め、第 5 号は、第 4 号以外の被保険者を対象とするもので、保険料率を基準額の 1.0 として年額 7 万 5,600 円を年額 8 万 1,400 円に改めるものでございます。この基準額は、保険者ごとの保険料を比較する際に用いられる額で、通常月額単位で比較されますが、当町の基準月額は、年額を 12 月で除した 6,780 円となります。これは、第 7 期事業計画期間における基準月額 6,300 円に比べ、480 円、7.6%の引き上げとなります。

次の第 6 号からは、本人が住民税課税者で、所得によって第 6 段階から第 11 段階までに細分化するとともに、保険料率を 1.20 から 2.10 までに設定しております。

その第 6 号では、合計所得金額が 125 万円未満の被保険者に対する保険料率を 1.20 とし、保険料年額を 9 万 800 円から年額 9 万 7,700 円に改め、アにおきましては、地方税法に規定する合計所得金額について租税特別措置法の規定に基づく特別控除額に新たに租税特別措置法の第 35 条の 3 第 1 項の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除と合計所得金額がゼロを下回る場合にはゼロとするを加えるものでございます。

次の第 7 号は、合計所得金額が 190 万円未満の被保険者に対する保険料率を 1.35 とし、保険料年額を 10 万 9,900 円に改めるものでございます。

11 ページをご覧ください。第 8 号は、合計所得金額が 290 万円未満の被保険者に対する保険料率を 1.60 とし、保険料年額を 13 万 300 円に改め、第 9 号では、合計所得金額が 400 万円未満の被保険者に対する保険料率を 1.70 とし、保険料年額を 13 万 8,400 円に、第 10 号では、合計所得金額 600 万円未満の被保険者の保険料率を 1.90 とし、保険料年額を 15 万 4,700 円に、第 11 号は、合計所得金額が 600 万円以上の被保険者を対象とし、保険料率を 2.10 とし、保険料年額を 17 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項は、低所得者への保険料軽減策を規定したのですが、第 1 段階の被保険者に関わる保険料率を 0.5 から 0.3 に軽減する規定を令和 2 年度から継続することになり、令和 3 年度から令和 5 年度となりますが、所得段階 1 の被保険者に対する保険料は、年額 2 万 4,500 円となり、基準額の引き上げにより 1,800 円の増額となります。

次の第 3 項も低所得者への保険料軽減策を規定したのですが、第 2 段階の被保険者に

関わる保険料率を 0.5 に軽減する規定を継続することにより、令和 3 年度から令和 5 年度までの所得段階 2 の被保険者に対する保険料を年額 4 万 700 円に改めるもので、基準額の引き上げにより 2,900 円の増額となります。

12 ページをご覧ください。次の第 4 項も低所得者への保険料軽減策を規定したのですが、第 3 段階の被保険者に関わる保険料率を 0.7 に軽減する規定を継続することにより、令和 3 年度から令和 5 年度までの所得段階 3 の被保険者に対する保険料を年額 5 万 7,000 円に改めるもので、基準額の引き上げにより 4,000 円の増額となります。

次の第 17 条第 1 項では、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額を削除するものですが、税制改正により基礎控除等の 10 万円の引き上げに対する改正であり、被保険者に不利益を生じるものではございません。

附則の第 7 条第 1 項では、内容的には令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準として、第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得額に所得税法の規定の適用については租税特別措置法とし、第 2 項では、前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中、令和 2 年とあるのは令和 3 年と読み替えるものとしております。

第 3 項では、第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中、令和 2 年とあるのは令和 4 年と読み替えるものとするを追加するものでございます。

13 ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の奥多摩町介護保険条例第 13 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 4 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。6 番、大澤議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

今年度末の基金額と第 8 期の取りくずし額は幾らになるか教えてください。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6 番、大澤由香里議員の質問にお答えします。

今年度末の補正予算後の基金額は 2,226 万 2,038 円となります。

それと、第 8 期の取りくずし額はございません。基金のほうからは入れておりません。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

奥多摩町の介護保険料は、所得段階を 11 段階にしています。600 万以上で止まっているんですが、800 万とか 1,000 万の方というのはいるのかなと思って、もしいるのであれば、もう少し多段階にして、所得の多い方からは保険料をいただくというふうにするかどうかと思うんですが、その辺わかりましたらお願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 大澤由香里議員さんの質問にお答えさせていただきます。

600 万円以上の収入者、その辺のところはちょっと資料が見当たりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 4 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 議案第 4 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申し上げます。

本議案は、2021 年から 2023 年度の介護保険料を定めるものですが、奥多摩町では 2012 年から 2014 年度の第 5 期の第 1 号保険料基準額が 5,470 円、年額にすると 6 万 5,640 円だったものが 2015 年から 2017 年度の第 6 期では 6,200 円、年額で 7 万 4,400 円と値上げされました。第 7 期にあたる 2018 年から 2020 年度では 6,300 円、年額にすると 7 万 5,600 円と更に値上げされ、今回上程された 2021 年から 2023 年度の保険料案は 6,780 円、年額にすると 8 万 1,400 円と、更なる値上げです。9 年前と比較しても年 1 万 5,760 円も

上がっております。9年前と比べて収入がそれなりに増えていけば仕方ないと思えるかもしれませんが、高齢者の収入源の年金は減る一方です。介護保険料が高過ぎる、これ以上の値上げは耐えられないという声は多くの高齢者や家族、町民から聞かれます。

町では施設入所者が増えたため、給付費が増大し、保険料を値上げせざるを得ないというのですが、年金の引き下げ、消費税の増税、そこに襲いかかったコロナ禍で、高齢者含め、町民の暮らしの困難が広がっています。

そんな中であっては、保険料の増額ではなく、基金からの取りくずし、今ないとおっしゃいましたが、取りくずしをし、せめて当面1年間は保険料を据え置くといった柔軟な対応が町に求められているのではないのでしょうか。

他自治体ではコロナ禍を踏まえ、値下げや据え置き動きが広がっています。東京都では、世田谷区、目黒区、渋谷区、武蔵野市や西多摩地域では瑞穂町などが基金を取りくずし、引き下げや据え置きの決断をしています。奥多摩町でもコロナ禍の今、基金活用などあらゆる手だてを講じ、住民の負担軽減を図るべきだと考えます。

よって、本議案には反対といたします。

○議長（原島 幸次君） ただいま議案第4号について反対の議員の討論が行われました。次に、賛成の議員はございますか。11番、高橋邦男議員。

○11番（高橋 邦男君） 高橋です。

確かに今回の保険料の引き上げは、前回の7期に比べて非常に大きな金額で、自分もちよっと驚いているんですけども、ただ、本来は介護保険事業に係わる費用というのは、すべて公費で賄うのが筋かなとは思いますが、現在そういう状況にないということから、やはり被保険者の方への負担をお願いせざるを得ないというふうに考えています。

また、今後、介護保険事業費は膨らむ予想が立っています。やはり今回の介護保険料の改定というのはいたし方ないかなというふうに思っています。

ということで、条例の改定については、賛成というふうにさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 次に、議案第4号について反対の議員の討論を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ないようですので、以上、議案第4号の討論を終結します。

それでは、これより採決を行います。日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第6号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第7号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第8号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレットの14ページをご覧ください。議案第5号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

また、附則といたしましても同一で、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

はじめに、議案第5号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地域密着型サービスとは、町内では認知症グループホームとデイサービスになります。条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。16 ページをご覧ください。

第3条で第3項として「指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない」、同条第4項として「指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するにあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない」と追加をするものです。

以上で、議案第5号の説明を終了いたします。

17 ページをご覧ください。次に、議案第6号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地域密着型介護予防サービスとは、町内では、白丸森の時計で行っております予防デイサービスでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。19 ページをご覧ください。

第3条に第3項、第4項を追加するもので、議案第5号と同様、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修実施の措置と介護保険等関連情報等の活用をそれぞれ追加するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終了いたします。

20 ページをご覧ください。次に、議案第7号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

指定介護予防支援等の事業とは、要支援1、または要支援2の認定者の介護予防、ケアマネジメント、ケアプラン作成などを行う事業でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。22 ページをご覧ください。

第4条に第5項、第6項を追加するもので、議案第5号と第6号と同様、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修実施の措置と介護保険等関連情報等の活用をそれぞれ

追加するものでございます。

次に、第 14 条の 2 として「指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」として、第 1 号として「当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること」、第 2 号として「当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること」、第 3 号として「当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること」、第 4 号として「前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと」と、それぞれ追加をするものでございます。

以上で、議案第 7 号の説明を終了いたします。

23 ページをご覧ください。最後に、議案第 8 号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

居宅介護支援等の事業とは、要介護 1 から 5 の認定を受けている人の介護、ケアマネジメント、ケアプランの作成などを行う事業でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。28 ページをご覧ください。

はじめに、目次でございます。「第 4 章基準該当居宅介護支援に関する基準（第 32 条）」までを「雑則（第 33 条）」の追加により「第 5 章雑則（第 33 条）」までとするものでございます。

第 2 条に第 5 項、第 6 項を追加するもので、議案第 5 号から第 7 号と同様、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修実施の措置と、介護保険等関連情報等の活用をそれぞれ追加するものでございます。

第 6 条第 2 項では、内容といたしましては、内容及び手続の説明及び同意として前 6 月間に作成された居宅サービス計画の数が占める割合等の説明を追加し、第 15 条第 1 項の 29 ページをご覧ください、第 9 号に内容といたしましては、会議の定義にテレビ電話装置等の活用及びその同意を追加しております。

同項第 21 号には、内容といたしましては、介護支援専門員の作成するサービス計画等に係るサービス費の総額が基準に該当する場合、かつ町から求めがあった場合には、計画の利用の妥当性を検討し、訪問介護の必要性等を記載し、サービス計画を町に届け出す

る義務を追加し、第 22 号以下を降番するものでございます。

30 ページをご覧ください。次の第 20 条第 1 項第 6 号を第 7 号とし、第 6 号を「虐待の防止のための措置に関する事項」とするものでございます。

次に、第 21 条に職場において介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置について第 4 項を追加し、第 21 条の 2 として、感染症や非常災害の発生時において、支援提供を継続的に実施するための早期の業務再開を図るための計画の策定の措置について条を追加するものでございます。

同条第 2 項では、「指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない」と追加し、同条第 3 項では、「指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする」と追加するものでございます。

第 23 条の 2 としまして「指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し」、31 ページをご覧ください、「又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」と条を追加し、同条第 1 号として「当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。」と追加しております。

同条第 2 号として「当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。」、同条第 3 号として「当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。」と追加しております。

第 24 条では第 2 項として「指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。」と追加し、第 29 条の 2 として「指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」として追加し、同条第 1 号として「当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。」、同条第 2 号として「当該指定

居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。」、同条第3号として「当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。」、同条第4号として「前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。」と追加しております。

第5章雑則では、第33条第1項、内容といたしましては、提供に当たる者は、基準の規定において書面で、32ページをご覧ください、行うことが規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができると追加し、同条第2項では内容として、提供にあたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができると追加しております。

以上で、議案第5号から議案第8号までの説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第4号の答弁に漏れがありましたので、その答弁を行います。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 先ほど議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の6番、大澤由香里議員さんからの質問に答弁漏れがございましたので、ただいま確認して答弁させていただきます。

今日現在の65歳以上、前々年の所得になります、令和元年の所得になりますが、600万以上の介護保険の被保険者の数字につきましては28名でございます。

なお、細かい所得階層につきましては、また今後申告等にもよって変わってくる状況でございますので、細かい所得階層については差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） これより議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

5号から8号まで、全て介護のサービス含めての話だと思います。厚生労働省のほうで利用者の人権の保護とか、虐待の防止ということで体制を取るとか、研修をしろとかという話がありますが、奥多摩町はないと思いますけど、国のほうではそういうことがあったということでこういう指針が出たと思うんですけど、国のほうとしてこういうふうな指導しろとか、非常に虐待とか分かりにくいと思うんですけど、非常に分かりにくい中で、同時に、国は例えば介護されている人は言えないからということで、発見しにくいというのが現実なものですから、そういうことにどのような研修をしろとか、どういうふうにしたら防止に努めるということの指針があるのか。そういう計画を作るんでしょうけど、国からどんな指示があるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 7番、澤本幹男議員さんの質問にお答えさせていただきます。

特に介護施設等におきましては、職場内に研修委員会とか、虐待の委員会等がありまして、毎月定期的に研修を行っているところでございます。

また、東京都のほうにおきましても、これも定期的に指導監査がありまして、そういったところで介護記録とか、そういったところをチェックし、指導をしているところでございます。

特に、私のいたホームでは、虐待というか、そういった指導とか、指針がいろいろありまして、例えば利用者に「ちょっと待ってください」と言っただけでも虐待ということで捉えられてしまうということで、本当に言葉一つ一つ取りましても細かな指針等が決められております。介護職員等もその点、大分苦勞している部分ではございますが、決められた指針、マニュアルに則りまして、介護利用者のために日夜働いているという状況でございますので、研修、指導ということ、いろんな方面からそういう指導を受けているということで理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号から議案第8号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これから採決します。

日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第8号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第9号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） それでは、33 ページをお開きください。議案第9号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、令和3年度に町が建設する住宅について、町営若者住宅、町営子育て応援住宅として活用するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表の35 ページをお開きください。

第2条に「若者住宅（氷川大氷川）を追加するものです。

また、別表第2、子育て応援住宅の使用料（月額）の欄に「（ただし、敷地面積165平方メートル以下の場合は45,000円とする。）」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第9号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 10 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） それでは、36 ページをお開きください。議案第 10 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、宅地の分譲を受ける者の年齢を緩和するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表の 38 ページをお開きください。

第 2 条第 1 号に規定している「夫婦又は 50 歳以下の者で子ども」を「夫婦若しくは子ども」に改め、同条第 3 号中、漢字の「且つ」を平仮名の「かつ」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 10 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 10 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 10 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 10 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 10 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 10 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町空家等対策基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） それでは、39 ページをお開きください。議案第 11 号 奥多摩町空家等対策基本条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町空家等対策協議会を設置するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表の 41 ページをお開きください。

第 13 条の見出しを「特定空家等認定審査会及び空家等対策協議会の設置」に改め、同条に次の 1 項を加えるものです。「第 2 項 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項その他空家等に関する施策に関し必要な事項について協議するため、奥多摩町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。」。

次に、第 14 条ですが、組織については詳細を規定をしておりましたが、詳細はそれぞれ要綱で規定するため、次のように改めるものです。「（組織）第 14 条審査会及び協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。」。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 11 号 奥多摩町空家等対策基本条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

審査会と協議会の棲み分けはどのようにしていくのでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 3 番、相田議員のご質問にお答えします。

審査会と協議会の違いでございますが、審査会については、特定空家等を認定する事務を所掌事務として行っておりまして、今回提案させていただきます協議会のほうは、活用に向けての意見をいただく協議会として新たに規定するものでございます。現状では、審査会の中で活用の部分も協議しておりましたが、国の補助、または都の補助等受けるためには、協議会を設置しないと認定審査会の協議ではいけないというようなこともございまして、新たに協議会を設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 旧のほうでは、審査会の要員ですか、そういうものが細かく決められていて、新しくはそれは全部町長の諮問というか、そういう形に改められたんですけど、せっかく委員の選択の基準が決まっているわけですから、それが我々も知っていたほうがいろいろと協力もできると思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答えします。

旧の条例につきましては、今ご質問のあったとおり、詳細について規定しているところでございます。今回、先ほどご説明したとおり、要綱のほうで規定をさせていただくというようなことになってございまして、こちらについては要綱の中で組織の部分がございまして、まず、1号といたしまして、法律、不動産、建築、福祉等の分野において識見を有する者、2号といたしまして、学識経験者、3号といたしまして、関係行政職員の職員とこのを規定してございます。現在、認定審査会の委員の皆様につきましては、弁護士、建築士、西多摩建設事務所奥多摩工区長、奥多摩町自治会連合会長、また、小・中学校の学校会の会長、関係職員といたしましては、奥多摩消防署長、奥多摩交番所長、副町長、福祉保健課長、環境整備課長が入ってございます。

今回、この協議会については、昨年度実施いたしました特定空家の認定審査会で今のメンバーの委員の皆様にもご意見をお聞きして、内容については今までと変わらず、特定空家の審査と今後の活用に向けて諮るということで、委員さんについては同じメンバーで検討していただきたいということで、全委員の方にはご理解をいただいて内諾はいただいているところでございますので、本日のご審議の後に今、ご説明させていただいた委員の皆様に、今後引き続きお願いしたいということでご依頼をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第11号について討論を省略し、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 17 議案第 12 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレット 42 ページをご覧ください。議案第 12 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、職員のサービスの宣誓につきまして規定を改める必要があるためでございます。

次の 43 ページに条例改め文もございまして、新旧対照表でご説明させていただきます。次の 44 ページをご覧ください。

職員のサービスの宣誓に関する条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正となります。

第 2 条職員のサービスの宣誓の次にただし書きを加える改正で、「ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。」、次に、第 2 項として「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」規定を追加し、次に、別記様式中、「、且つ擁護する」を「、かつ、擁護する」に、「民主的且つ能率的」を「民主的かつ能率的」に、「誠実且つ公正」を「誠実かつ公正」に文言を改め、「氏名 印」を「氏名」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） この条例、昭和 31 年から施行されていると思うんですけど、もう 65 年経ちますよね。その間、第 2 条の中間の震災がどうのというところの追加の理由がちょっとよく理解できないんですけど、説明していただけますか。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8 番、小峰議員の質問にお答えさせていただきます。

この条例につきましては、昭和 30 年 6 月 20 日が施行日となっております。今の第 2 条の追加の部分でございますけれども、ただし書きの追加ということになりますけれども、有事の際ということで地震や火災、水害、又はこれらに類する緊急事態ということで、条例の部分の第 2 条の部分に上級職員の公務員の面前においてということで、これは辞令交付ですとか、そういう辞令交付式で宣誓を行います。その前で宣誓について行いますけれども、その部分をそこで行わなくても、いろいろな職務に就くことができるという意味合いでなっております。東京都の様式もここで変わっておりますけれども、東京都と同様の規定に合わせてこれらの改正も行っているということでございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 確かに旧法では上級者の面前で宣誓をするとなっておりますよね、確かにね。これは、その文言がなくなっちゃっているということですよ。何が言いたいかというと、辞令もらったときに宣誓すれば、こんなミスは起きないんじゃないかなというふうな思いがしたもんですから、そこら辺どうでしょう。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） この第 2 条の部分の上級の公務員の面前という第 2 条の部分はなくなっているわけではございません。その後に、ただし書きが追加されているということで、4 月 1 日に辞令を行う前でも採用した職員については職務に就かせることができるという意味合いでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（原島 幸次君） 8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 正式な職員でないものを使っちゃまずいんじゃないですか。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 近年このようなコロナですとか、例えば災害が発生します、そのときに請書そのものは本人からいただいておりますので、辞令はどこの課にという形になりますので、すぐに応援的なことができるということでございますので、ご理解を賜

りたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） そのときはもう公務災害として扱われるということでいいですね。わかりました。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） そのとおり職員でございますので、公務災害として取り扱われます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第12号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第12号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第17 議案第12号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第18 議案第13号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第13号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館でございます。

2、指定管理者となる団体は、一般財団法人奥多摩木村奨学会でございます。

3、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年とするものです。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明させていただきます。別紙としまして次のページに概要がございますので、ご覧ください。

名称は、先ほど申し上げましたとおり、一般財団法人奥多摩木村奨学会でございます。

代表者は、代表理事であります木村康雄氏でございます。

所在地は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波82番地でございます。

設立年月日は、昭和42年8月3日でございます。

従業員は、10名でございます。

事業内容でございますが、1、奥多摩町居住者もしくはその子息に育英資金を貸与する事業、2、教育文化活動に関する普及奨励事業、3、奥多摩における自然を生かした野外活動に関する普及奨励事業、4、奥多摩町から受託する社会教育施設の管理運営、5、水源地としての奥多摩地域の自然保護活動となっております。

以上が指定管理者候補者の概要でございますが、奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度を導入するにあたり、平成30年第3回町議会定例会におきましてご審議の上、ご決定をいただいております、今回がはじめての更新となります。

指定管理者の候補者である奥多摩木村奨学会でございますが、指定管理者制度導入以前から町立図書館の管理運営の一部を受託しており、本年1月20日付で同団体から提出されました申請書には、施設の管理を希望する理由としまして、文化会館及び町立図書館の指定管理者としての実績や住民サービスの向上と管理に係る事務の効率化への取り組み並びに町立図書館利用者の負託に応えることができるなどの考えを示しております。

町ではこれを受けまして、2月2日に開催いたしました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして、これまでの経緯や団体の公益性等を考慮し、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、公募によらない選定方法といたしました。

なお、選定にあたりましては、公募の場合と同様に、事業計画書、収支予算書などの提出を求め、それらの内容につきまして、適正かつ客観的に審査し、候補者の選定を行いま

した。その結果、当該団体がこれまでに蓄積してきた管理運営技術や専門的知識等を活用することにより、引き続き同施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと総合的に判断した上で適任であると判断し、特命による候補者として選定いたしました。

なお、今回の指定期間満了には青目立不動尊休み処の指定管理者である桜ホテルズ株式会社もございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国の緊急事態宣言や営業時短要請等により、渋谷区で運営している同社ホテルの稼働が危機的状況であり、この難局を乗り越えるためには事業縮小を余儀なくされており、指定終了の申し出があったことから、指定管理者選定委員会において審議の結果、申し出を受理し、指定の終了を決定いたしました。

また、同社が指定管理者となっております奥多摩交流宿泊体験施設やすら樹の宿ねんぼうにつきましては、令和4年3月31日までの指定期間で1年間の指定管理期間を残しておりますが、同様の理由及び令和元年台風第19号による日原街道等の影響もあり、同社から指定取り消しの申し出があったため、指定管理者選定委員会において審議をした結果、条例第11条等の規定により申し出を受理し、指定の取り消しを決定いたしました。

指定の終了にあたりましては、議決を要しないこととされているため、議案はございませんが、ご報告をさせていただきました。

両施設につきましては、コロナ禍の状況を見ながらではありますが、今後、改めて募集等の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第13号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 宮野でございます。

1点、選定するに当たって、5年間トラブル等がなかったことと思います。だけど、何か苦情だとか、トラブルだというのが少しでもあったのか。全然なかったんであれば、また5年間よろしくお願いいたしますということなんですけど。答えられるところで、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 10番、宮野議員のご質問にお答えします。

今は、はじめての指定管理でございましたので、2年半の指定でございましたが、その間、特にトラブル、苦情等はこちらには入っておりません。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 相田です。

ちょっと教えていただきたいんですけども、木村奨学会の所在地は、文化会館なんですよ。どうか。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの質問にお答え申し上げます。

財団の所在地ということで小丹波 82 番地でございますが、こちらについては、文化会館内、図書館も同じ場所ですけれども、こちらについては同財団の登記のほうもそちらになっているということで、同一番地をここに載せさせていただいているということになっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

木村奨学会とは関係ないんですけど、今ご報告の中で、青目立とねねんぼうの桜ホテルズがご辞退されたということなんですけども、施設の管理とかはどうされるのかなと思って。ほっておくと、どんどん建物がだめになっちゃうんで、その辺のことがわかりましたら教えてください。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

議案の内容ではありませんが、報告の中でのご質問ということですが、青目立不動尊休み処及びねねんぼうの3月末で期限が切れるというところで、その後の管理というところでございます。今後、募集等については、内部で、コロナ禍という事情がありますので、どういうふうに募集をかけていくかというのはこれから定めていきたいと思っておりますけれども、管理については現状まだ詳細は決まっております。

ただ、議員さんからお話があったとおり、そのままにしていると悪くなってしまうというところもありますので、職員等がちょっと定期的に行ければ、定期的に行って窓を開けたりとか、そんなようなことはさせていただきたいと考えております。まだその部分もまだ詳細が決まっておりますので、管理についてはしっかりとやっていきたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 13 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 13 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩としたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 2 時から再開いたします。

午後 1 時 43 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 19 議案第 14 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレットの議案第 14 号をご覧ください。議案第 14 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 425 番地。氏名、小峰一郎。生年月日、昭和 26 年 6 月 20 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、小峰洋治氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって辞職するので、その後任として小峰一郎氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次の 2 ページの略歴書をご覧ください。その後任としてご提案申し上げました小峰一郎氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、昭和 45 年 3 月、東京都立多摩工業高等学校を卒業し、職歴は、昭和 45 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間、石川島播磨重工業株式会社に勤務、平成 25 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間、氷川小学校教育支援員を、平成 26 年 4 月 1 日からは一般財団法人おくたま地域振興財団、森林セラピーアシスターとして現在に至っております。

次に、公職歴では、平成 11 年 11 月 2 日から平成 19 年 11 月 1 日まで、奥多摩町社会教育委員、以降、奥多摩町社会教育委員の会議議長、奥多摩町教育文化活動奨励者推薦委員会委員、次の 3 ページをご覧ください。奥多摩町青少年問題協議会委員を歴任し、現在に至っております。また、平成 26 年 5 月 25 日からは保護司として更生保護活動にご尽力をいただいております。

次に、賞罰では、平成 18 年 1 月 21 日付、東京都市町村社会教育委員連絡協議会長表彰、平成 27 年 10 月 8 日付、全国社会教育委員連合会長表彰を受賞しております。

以上申し上げましたとおり、小峰一郎氏は、人格、見識ともに教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

また、小峰洋治氏におかれましては、平成 18 年 10 月 7 日より 14 年 5 か月を超える長い間、委員として教育行政にご指導・ご助言をいただき、厚く感謝を申し上げます。

以上で、提案のご説明を終わります。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 14 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(原島 幸次君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に4番、小山辰美議員、5番、木村圭議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原島 幸次君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第19議案第14号、小峰一郎君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票をお願いいたします。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

続いて、開票を行います。4番、小山辰美議員、5番、木村圭議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(原島 幸次君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票中、賛成11票、反対票0。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に小峰一郎君を任命することについては、これに同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（原島 幸次君） 次に、日程第 20 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議請願第 1 号 令和 3 年 3 月 5 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長原島幸次。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 1 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 1 号、受付年月日、令和 3 年 2 月 4 日、件名、「アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部、執行委員長、宮崎透。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第 1 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号については所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3 月 9 日となっておりますので、明日 3 月 6 日から 8 日までの 3 日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日 3 月 6 日から 8 日までの 3 日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議の 2 日目は、3 月 9 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変お疲れさまでした。

午後 2 時 15 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員